

第6回研究会における主な意見と対応案

	指 摘 事 項	対 応 案	備 考
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自指標については、作業量、指標の値と成果の動向などを見極めつつフィードバックの機会を設けて目標などを再設定する、あるいは指標自体を変更、追加、削除する等、様々な観点からより適切なものにしていく必要がある。 ・ 指標については、頑張れば毎年度数字も動き、その成果が指標に現れるものが望ましいので、事務所等の活動や業務に見合ったレベルの指標も是非考えるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試行事務所における独自指標については、頑張れば毎年度数字が動くもの、事務所の日々の業務改善等に資するものなどへの絞込みを行うために、種々の指標選定についての観点等の検討を行い、適宜指標の見直しや変更を行うことを「港湾行政マネジメントの指針（案）」に追記した。 	資料3 資料5
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多重ループのマネジメントサイクルでは、本省の指標目標値を港湾行政戦略とともに各事務所の指標値を元に設定するなど、本省と事務所のマネジメントサイクルを関連させ、マネジメント結果を正しく評価して次のマネジメントへフィードバックする仕組みづくりを行う必要がある。 ・ 次年度のマネジメントにどう反映させるか、職員のモチベーションをどう高めるかを考え、例えば、課室ごとの目標体系に落とし込んでいき、課室毎が良い意味で互いに向上し合えるような活動にまで広げていくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本省版の「港湾行政マネジメントレポート（仮称）」において、指標ごとの成果と分析結果に基づき、次年度のマネジメントへフィードバックする具体的な事例等について記載した。 ・ また、事務所版の「港湾行政マネジメントレポート（仮称）」において、課室ごとの目標体系に落とし込んでマネジメントに取り組む試行事務所の事例を紹介した。 	資料4
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通指標としては、事務所においても把握しておくべき項目が中心となっている。政府全体として行政の活動を指標で成果を表すという方向に強く動いているので、事務所や地方整備局等でも十分に工夫をしつつ、目標を定め、指標などの数字を使った成果主義、国民にわかりやすい業務遂行をより一層進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「港湾行政マネジメントの指針（案）」において、国民的視点に立った成果重視の港湾行政への転換や、現場における港湾行政マネジメント改革についての方角性を示し、さらに港湾行政マネジメントの確立に向けた本省、地方整備局、事務所等の役割分担等を明記した。 	資料5 資料6

4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾行政マネジメントをより円滑かつ効果的に導入するためには、まず国の事務所の全職員がマネジメントの必要性や意義等を正しく理解することが必要であり、実務担当者が読んで分かるガイドラインのようなものを作成する等、きめ細かい対応を取る必要がある。 ・ 第三段階のポートコミュニティによる港湾行政マネジメントでは、国や港湾管理者、荷役業者等といった港湾サービスの提供者と、船社や荷主といった港湾サービスの享受者を分けて考える必要があるのではないか。 ・ 港湾はステークホルダーが多岐にわたるので、港湾行政の最終アウトカムを達成するために、どのステークホルダーのどのようなアウトプットによってアウトカムが実現するのかについて合意形成を行い、共通目標に向けて共働する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾行政マネジメントの次年度からの本格導入に向けて、マネジメントの具体的な進め方の参考となるよう、本省は実務者用の手引きを作成することを「港湾行政マネジメントの指針（案）」に明記した。 ・ また、この実務者用の手引きにおいて、ポートコミュニティで取り組むマネジメントにおけるステークホルダーの捉え方（サービス提供者と享受者）や、どのステークホルダーのアウトプットによって目指すアウトカムが実現するかという効果の因果関係の把握方法等についても解説する。 	資料 5
---	---	--	------